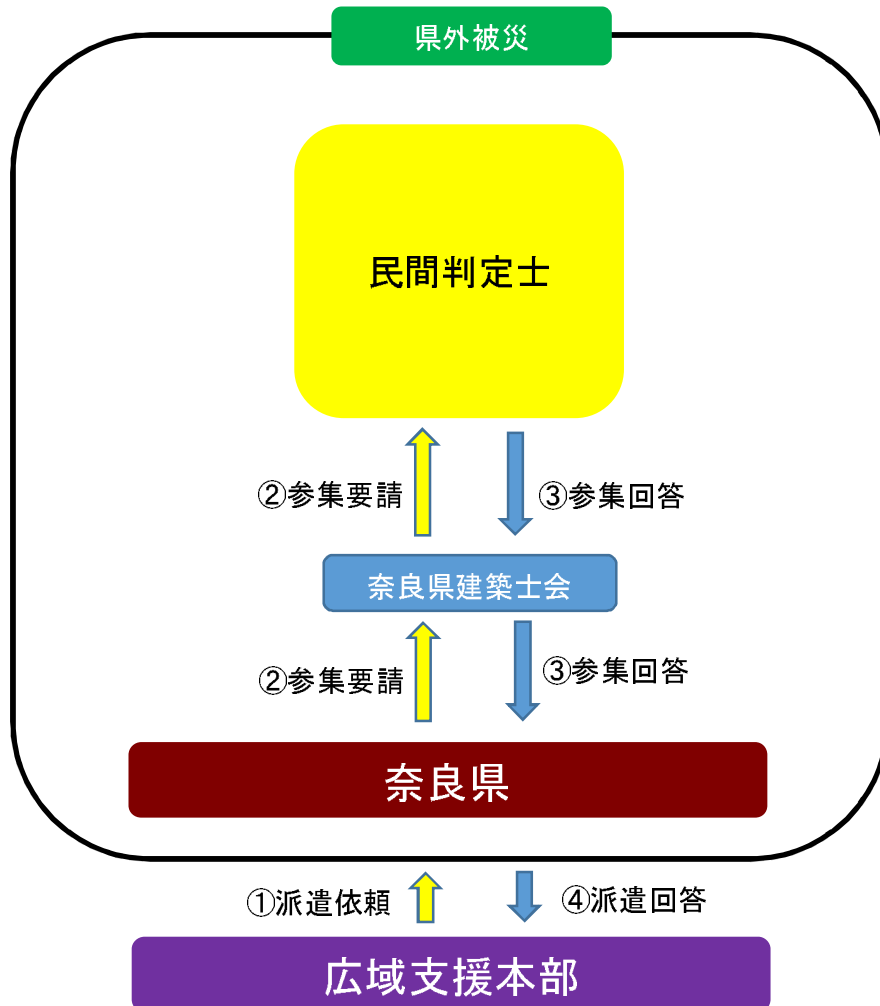


【**県外**で応急危険度判定を実施する場合】
民間判定士への連絡フロー



- ①広域支援本部より、奈良県へ民間判定士の参集要請
- ②県から奈良県建築士会へメール(電話)にて参集要請し、奈良県建築士会から民間判定士へメール(電話)にて参集要請
- ③判定活動に参加出来る民間判定士は、奈良県建築士会に参集出来る旨を回答し、奈良県建築士会から奈良県へ回答
- ④県から広域支援本部へ応援可能数を報告

民間判定士は、広域指定本部が指定する被災地へ参集

※ここでの民間判定士は、建築士会会員・非会員の区別無し